

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 1 号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成 1 8 年瀬戸市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (目的) 第 1 条 この条例は、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 | (目的) 第 1 条 この条例は、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 |

(瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例 (昭和 6 0 年瀬戸市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(書面審理)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで <省略></p> | <p>(書面審理)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5まで <省略></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。